

認可基準等の比較(幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園・保育所)

	幼保連携型認定こども園	保育所型認定こども園	保育所
法的性格	・児童福祉法に基づく児童福祉施設 ・認定こども園法に基づき、学校としても位置付け	児童福祉法に基づく児童福祉施設	児童福祉法に基づく児童福祉施設
認可・認定権限	京都市	保育所認可：京都市 こども園の認定：京都府(5年ごとに更新必要)	京都市
設定可能定員	必須：2号 任意：1号, 3号	必須：1号, 2号 任意：3号	必須：2号, 3号(いずれかのみを設定も可)
園長資格	幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を有する者で、一定の職に5年以上従事していること(同様の能力を有すると認められる者でも可)。	なし(「運営費上の基準は児童福祉事業に2年以上従事した者」又は「同等以上の能力を有すると認められる者」)	なし(「運営費上の基準は児童福祉事業に2年以上従事した者」又は「同等以上の能力を有すると認められる者」)
幼児教育・保育従事者	保育教諭(幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を有する職員)。施行日から5年間は経過措置あり。	保育士資格と幼稚園教諭免許の併有者が望ましいが、保育士でも可(学級担任は原則幼稚園教諭免許状保有者だが、保育士でも可)	保育士
職員配置	0歳児 3:1 1歳児 5:1 2歳児 6:1 3歳児 1号は20:1, 2号は15:1 4歳児 1号は30:1, 2号は20:1 5歳児 1号は30:1, 2号は25:1	0歳児 3:1 1歳児 5:1 2歳児 6:1 3歳児 1号は20:1, 2号は15:1 4歳児 1号は30:1, 2号は20:1 5歳児 1号は30:1, 2号は25:1	0歳児 3:1 1歳児 5:1 2歳児 6:1 3歳児 15:1 4歳児 20:1 5歳児 25:1
施設・設備基準	園舎の面積は、幼稚園基準と保育所基準(満3歳未満児に限る)を合計した面積が必要。 <幼稚園基準> (2学級以上の場合)320㎡+100㎡×(学級数-2) <保育所基準> 1. 65㎡×満2歳未満でほふくしない園児数+3. 3㎡×満2歳未満でほふくする園児数+1. 98㎡×満2歳以上の園児数 また、各居室は以下の面積が必要 乳児室は1. 65㎡×満2歳未満でほふくしない園児数 ほふく室は3. 3㎡×満2歳未満でほふくする園児数 保育室又は遊戯室の必要面積は、1. 98㎡×満2歳以上の園児数 【新制度施行前からある保育所の移行特例】 満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が、保育所基準(1人につき1.98㎡以上)を満たしている場合は、幼稚園の園舎面積基準を満たさなくても可。	園舎の面積は、幼稚園基準が必要。 <幼稚園基準> (2学級以上の場合)320㎡+100㎡×(学級数-2) また、各居室は以下の面積が必要 乳児室は1. 65㎡×満2歳未満でほふくしない園児数 ほふく室は3. 3㎡×満2歳未満でほふくする園児数 保育室又は遊戯室の必要面積は、1. 98㎡×満2歳以上の園児数 【既存保育所からの移行特例】 満2歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が、保育所基準(1人につき1.98㎡以上)を満たしている場合は、幼稚園の園舎面積基準を満たさなくても可。	乳児室: 1. 65㎡×満2歳未満でほふくしない園児数 ほふく室: 3. 3㎡×満2歳未満でほふくする園児数 保育室又は遊戯室: 1. 98㎡×満2歳以上の園児数

	幼保連携型認定こども園	保育所型認定こども園	保育所
保育室等の設置階	原則2階建て以下(2階以上に保育室等を設置する場合、耐火・避難設備等必要)。 3階以上に保育室等を設ける場合、3階以上に満3歳以上の保育室を設置することはできない。	制限なし (2階以上に保育室等を設置する場合、耐火・避難設備等必要)。	制限なし (2階以上に保育室等を設置する場合、耐火・避難設備等必要)。
園庭基準	①幼稚園基準と②保育所基準を比較し、いずれか大きい面積に加え、満2歳以上満3歳児未満の園児数×3.3㎡必要。 ただし、同一敷地での確保が必要(代替地面積算入不可)。 ①幼稚園基準 <2学級以下>330㎡+30㎡×(学級数-1) <3学級以上>400㎡+80㎡×(学級数-3) ②保育所基準 3.3㎡×満3歳児以上の園児数 【新制度施行前からある保育所の移行特例】 ・保育所基準(1人につき3.3㎡以上)を満たしている場合は、幼稚園の運動場面積基準(1学級:330㎡等)を満たさなくても可。 ・満2歳児の子どもに係る必要面積(1人につき3.3㎡以上)に限り、一定要件のもと、代替地の面積算入を認める。	幼稚園基準面積を満たし、かつ満2歳以上の園児数×3.3㎡必要。 幼稚園基準 <2学級以下>330㎡+30㎡×(学級数-1) <3学級以上>400㎡+80㎡×(学級数-3) 【既存保育所からの移行特例】 ・保育所基準(2歳児以上園児数×3.3㎡)を満たしている場合は、幼稚園の運動場面積基準(1学級:330㎡等)を満たさなくても可。 ・代替地の面積算入を認める。	3.3㎡×満2歳以上の園児数(代替地面積算入可)
給付体系	法定代理受領により施設型給付を支給	法定代理受領により施設型給付を支給	京都市からの委託費
利用者負担	施設で徴収	施設で徴収	京都市が徴収